学校いじめ防止基本方針

令和８年４月
柏原市立堅下小学校

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、仲間を大切にし、相手の立場に立って考える子の育成と、ともに支え合い協力し合える集団づくりをめざし、人権教育に重点をおいて教育活動に取り組んでいる。いじめを見抜く力、そして自ら判断しいじめに立ち向かうことのできる児童を育て、学校が子どもたちにとって安心・安全な場であるよう環境づくりに努めている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ、集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

３　いじめ防止のための組織

（1）　名称　　「いじめ防止委員会」

（2）　構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、教務主任、生徒指導主担、人権教育主担、養護教諭、各学年代表、支援教育コーディネーター

（3）　役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　年間計画の企画と実施

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各取組の有効性の検証

ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　年間計画　　本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

堅下小学校　いじめ防止年間計画		
	各　学　年	学　校　全　体
４月	保護者への相談窓口周知	第１回いじめ防止委員会
	児童への相談窓口周知	（基本方針の趣旨と年間計画の確認、問題行動調査結果の共有）
	家庭訪問（児童状況の集約）	「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ更新
	祝日参観　懇談会	校内事例研修
５月	校外学習（社会性の育成）	
	授業参観　引き渡し訓練	生活アンケート、心のアンケートの実施
６月	色別（縦割り）顔合わせ・色別班遊び	
	５年林間学舎（社会性の育成）	第２回いじめ防止委員会
７月	個人懇談	（アンケート結果の共有、年間計画の進捗確認）
８月		
９月	体育大会に向けた取組み（集団づくり）	堅下北中学校区教職員合同研修会、校内人権教育研修
１０月	体育大会	
	校外学習、色別班遊び	
１１月	６年修学旅行（社会性の育成）	
	人権参観	平和集会
	堅下まつり	生活アンケート、心のアンケートの実施
１２月	個人面談	校内事例研修
１月		
２月	授業参観・懇談会	年度末反省
３月	色別班遊び、お別れ会	第３回いじめ防止委員会（年間の取組みの検証）

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

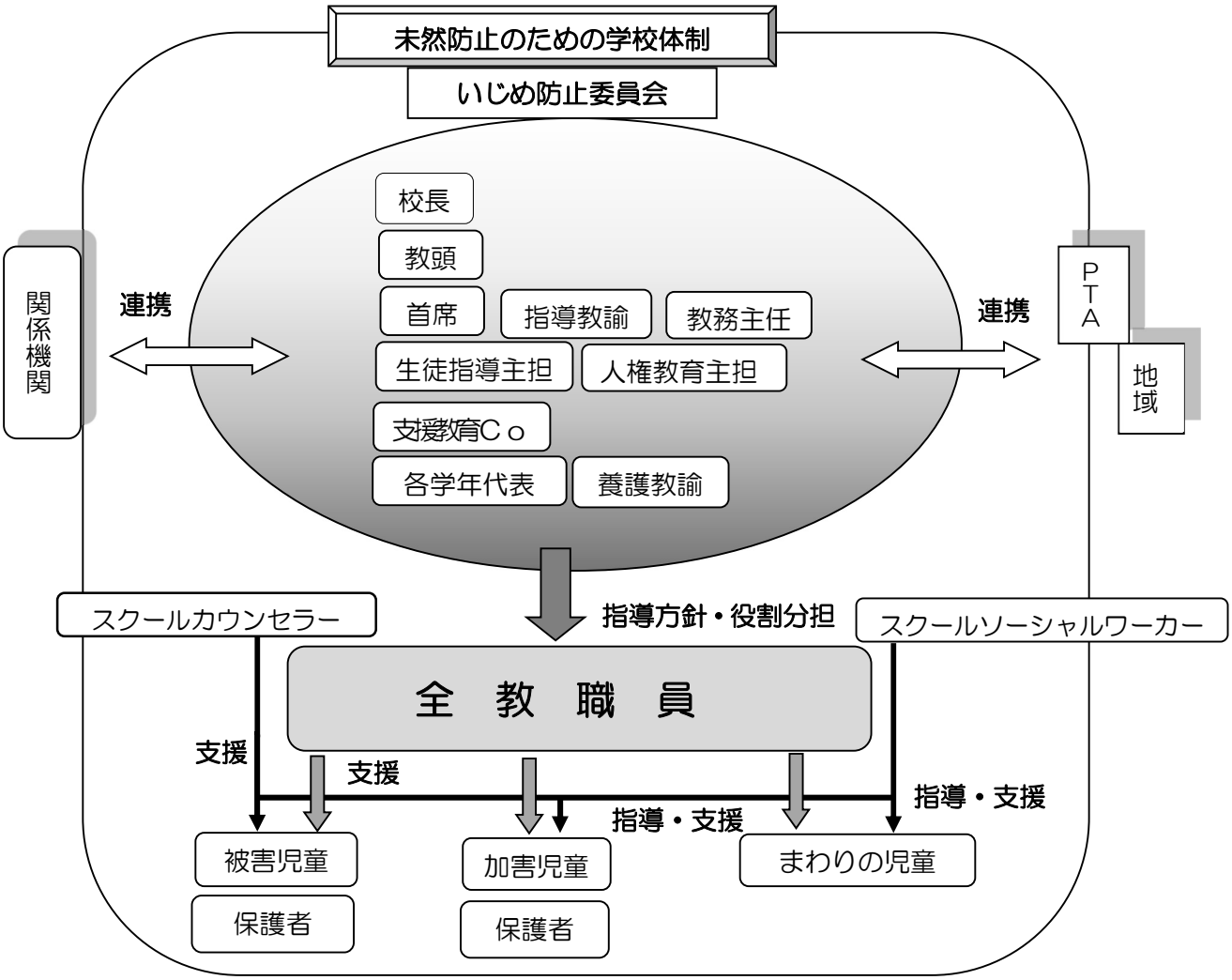
いじめ防止委員会は、各学期に１回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかの確認や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行った上で、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



２　いじめの防止のための措置

（１）平素からいじめについての共通理解を図るため、毎月の職員会議や校内研修会などの場において事例を中心とした研修の場を大切にする。教職員一人ひとりが「どの学級でもどの子どもにも起こりうる」ものであるという認識のもと、些細な事案についても日常的に、情報共有と共通理解を図る。児童に対しては、児童朝礼等を通じて「いじめは人間として絶対に許されないこと」との指導及び啓発を継続的に行う。

（２）いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育、読書活動を推進するとともに、児童一人ひとりが活躍できるよう色別集団活動（異年齢縦割り集団）の充実を図る。そして、子どもが主体的に取り組む活動の中で互いのことを認め合ったり心の繋がりを感じたりできる「絆づくり」を大切にする。

（３）いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、子どもが発する小さなサインや変化を見逃さないようアンテナを高くもつ。また、家庭との連絡を密にし、学校や家庭での様子を保護者と共有しながら児童の状況を正確に把握する。また、教職員集団が指導の方向性について絶えず意思疎通を図る。

（４）自己有用感や自己肯定感を育んだり、一人ひとりの児童が達成感を味わったりできるよう、日々の授業における話し合い活動や班活動などを充実させる。そのために、全教職員が互いの授業を参観し合ったり、校内外の研修会に参加したりする中で、授業力の向上を図る。

（５）いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、「いじめ対応セルフチェックシート（学校用／教員用）」（大阪府教育庁）を活用したり、様々な事例について情報共有したりしながら、研修を深め、見識を磨く。

（６）児童が主体的にいじめについて考える活動を設定し、傍観者とならず、いじめに立ち向かう行動の重要性について理解させる機会をつくる。また、外部講師による出前授業等も活用しながら、ネット上でのいじめについても考え、携帯電話やインターネットと正しく向き合うスキルを身につけさせる。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が学校生活の中で示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員が積極的に児童のそういった情報を共有または交換をすることが早期発見はもとより、早期解決につながるという認識を全教職員が持てるよう研修を深めたい。

２　いじめの早期発見のための措置

（１）実態把握の方法として、市の「生活アンケート」に合わせて、「心のアンケート」を年２回実施する。教育相談としては、保護者・児童に相談窓口を周知しながらいつでも相談が受けられる体制づくりに努める。月に数回配置のあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携も図る。日常の観察として、休み時間の児童の様子、交友関係などを把握し、いじめ事象の兆候がないかどうか見逃さないようにする。

（２）保護者と連携して児童を見守るため、学級通信や連絡帳などで児童の学校での様子を知らせるだけではなく、家庭での様子の把握にも努める。そのためにも保護者との信頼関係を築くことが重要である。

（３）児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として「いじめ相談窓口」を設置する。管理職、養護教諭、支援教育コーディネーター等が窓口となる。

（４）教職員対象の学校教育自己診断や、保護者対象の学校教育アンケートにより、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

（５）教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、柏原市の個人情報保護に関する条例に基づきながら、適切に管理するとともに、関係機関への情報提供については、市教育委員会の指導に基づき管理職が慎重に取り扱う。

第４章　いじめに対する考え方

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府教育庁）を参考にして、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

（１）いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早

い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

（２）教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（３）事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

（４）被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

（５）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

（１）速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（２）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（３）いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

（１）いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するととも

に、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

（２）いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育大会や校外学習、異年齢縦割り活動等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる

（２）書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

（３）また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

【参考】大阪府教育庁「５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート」
大阪府教育庁「いじめ対応セルフチェックシート（学校用／教員用）」
文部科学省　国立教育政策研究所　生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」他